

足立区再エネ１００電力導入サポートプラン協力金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、再生可能エネルギー１００％由来の電力（環境省の「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における再エネ電力メニュー審査で対象となったものを含む。）に切り替えた者に対し、予算の範囲内で協力金を支給することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において「再エネ１００電力」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものを由来とする電力のことをいう。

２ この要綱において「公益的施設」とは、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち次に掲げるものをいう。

（１） 町会・自治会会館

（２） 民設民営の高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、社会事業授産施設等の施設をいう。）

（３） 民設民営の障がい者施設（心身障がい者（児）施設、生活介護施設、自律訓練（生活訓練）施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、短期入所施設、施設入所支援施設、共同生活援助施設、地域活動支援センター、日中保護（日中一時支援）事務所、児童発達支援施設、放課後等デイサービス等の施設をいう。）

（４） 私立保育園

（５） 私立幼稚園

（６） その他区長が特に認めたもの

３ この要綱において「中小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、足立区内に本店、支店、営業所等があるものをいう。

（協力金交付対象事業）

第２条の２ この要綱における足立区再エネ１００電力導入サポートプラン協力金（以下「協力金」という。）の交付対象事業については、環境省の「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における再エネ電力メニュー審査で対象となったものを含む再エネ１００電力メニュー（以下「再エネ１００電力メニュー」という。）とする。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

（協力金の交付対象者）

第3条 協力金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自らが契約している区内の建築物の従量電灯B又はCの電力供給契約を、再エネ100電力メニューに切り替えた個人（次条第2号に規定する年度に申請する場合にあっては、申請時点においても引き続き再エネ100電力メニューから電力供給を受けている個人）
- (2) 事業の用に供する区内の建築物（公益的施設を含まない。）の従量電灯B又はCの電力供給契約を、再エネ100電力メニューに切り替えた中小規模事業者（次条第2号に規定する年度に申請する場合にあっては、申請時点においても引き続き再エネ100電力メニューから電力供給を受けている中小規模事業者）

2 前項に定めるもののほか、協力金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること。
- (2) 申請時点において、区内の建築物における電力契約を継続していること。
- (3) 同一年度内において、当該電力契約について、協力金の交付を受けていないこと。
- (4) 過去に同一の供給地点特定番号で当該協力金の交付を受けていないこと（次条第2号に規定する年度における申請の場合を除く。）。
- (5) 交付対象者が個人の場合、協力金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。
- (6) 交付対象者が法人の場合にあっては、直近の法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税）の滞納がないこと。

（協力金の申請回数）

第4条 協力金は、次の各年度に1回ずつ申請することができる。

- (1) 初めて申請した年度
- (2) 前号の次年度。ただし、前号の年度に申請を行い、協力金の交付を受けた場合に限る。

（協力金の交付額）

第5条 協力金の額は、2万円とする。

（協力金の交付申請）

第6条 協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

- (1) 再エネ100電力メニューの直近3か月分の電力請求明細書の写し
- (2) 再エネ100電力メニューの契約内容、住所及び供給地点特定番号が確認できる書面の写し
- (3) 申請者が個人で、かつ、住民登録地が足立区外の場合は、住民票（発行後3か月以内のものに限る。）等、氏名と住所が確認できる書類の写し

(4) 申請者が個人で、かつ、協力金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、協力金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）

(5) 申請者が法人の場合は直近の法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で取得できない場合にあっては、法人税納税証明書）（発行後3か月以内のものに限る。）

(6) その他、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、協力金の交付申請に係る手続については、足立区オンライン申請システムを使用する方法により行うことができる。

3 前条の規定による協力金の交付申請は、区長が定める期間に行うものとする。ただし、交付申請を受けた協力金の額の合計が、協力金交付のための予算の額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

4 前項ただし書の規定による受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し交付を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（協力金の交付決定及び不交付決定）

第7条 区長は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条及び第4条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で協力金の交付を決定するとともに、足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する審査の結果、当該申請者について第3条及び第4条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、協力金の不交付を決定し、足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（協力金の交付）

第8条 区長は、前条第1項の規定により協力金の交付を決定した場合は、速やかに協力金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、第8条第1項の規定により協力金の交付決定を受けた申請者（以下「協力金交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認める場合は、協力金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、協力金の交付決定を受けたとき。

(2) 協力金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該協力金交付決定者に対し、速やかに足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（協力金の返還）

第10条 区長は、前条第1項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、区長が定める期間内に、当該協力金交付決定者にその返還を命じるものとする。

(状況調査)

第11条 区長は、必要に応じて協力金の対象となった電力契約の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第12条 協力金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(調査協力)

第13条 協力金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第861号 令和4年6月10日区長決定）

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

(提出先) 足立区 長

足立区再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金交付申請書兼請求書

足立区再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金の交付を下記のとおり申請し、請求します。
本協力金申請にあたっては、足立区再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金交付要綱の規定を遵守します。また、協力金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報および税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

1 交付申請金額

申請金額	20,000 円
------	----------

2 申請者

住 所	〒
ふりがな	
申請者名 (電力契約者)	
電話番号	

3 電力契約の概要 (□に✓をしてください。)

電力の使用場所	☐ 申請者と同じ ☐ その他 〒 足立区
契約内容	業者名： メニュー名：
供給地点特定番号	

4 協力金の申請状況 (□に✓をしてください。)

申請回数	過去に協力金の交付を受けた方は年月を記載してください。 年 月
☐ 1 回目 ☐ 2 回目	

5 申請書提出者 (2 申請者と異なる場合は記入してください。)

提出者名：	電話番号：
-------	-------

6 振込指定口座 ※申請者本人の口座に限ります。

銀 行 ・ 信用組合								本 店
信用金庫 ・ 農 協								支 店
預金種別	普通	口座番号						出張所
口座名義人 (申請者本人)		フリガナ						

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

申請者名

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金 交付決定通知書

先に申請のあった足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金について、足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 対象の電力契約

契 約 業 者 名 : _____

契約メニュー名 : _____

契約電力の使用場所 : _____

2 協力金交付金額

¥ 20,000 —

3 補助金交付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、協力金の交付決定を受けたとき。
- (2) 協力金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金 不交付決定決定通知書

先に申請のあった足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金について、足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付要綱第7条第2項に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 対象の電力契約

契 約 業 者 名 : _____

契約メニュー名 : _____

契約電力の使用場所 : _____

2 理 由

No. _____

第4号様式（第9条関係）

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金 交付決定取消通知書

年 月 日付け、足 収第 号で通知した足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付決定について、足立区再エネ100電力導入サポートプラン協力金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象の電力契約

契約業者名：_____

契約メニュー名：_____

契約電力の使用場所：_____

2 理 由

3 協力金交付決定取消金額

¥ 20,000 —

No. _____